

三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

5 第一項第一号口の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
財団法人建築技術教育普及センター	東京都港区赤坂六丁目十一番一号	建築設備士更新講習

(登録)

第十七条の十七 建築設備士として業務を行う者は、建築設備士を対象とする登録であつて、建築設備士の資格を有することを証明するものとして国土交通大臣が指定するものを受けることができる。

2 前項の規定による登録の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する登録について行う。

一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 登録以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて登録が不公正になるおそれがないこと。

3 第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。

登録を実施する者		登録の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人建築設備技術者協会	東京都港区芝五丁目二十六番二十号	建築設備士登録

第二章の四 講習

(講習の指定)

第十七条の十八 国土交通大臣は、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士を対象とする講習を指定することができる。

2 前項の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

3 第一項の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
社団法人日本建築士事務所協会連合会	東京都中央区八丁堀二丁目二十一番六号	定期講習
社団法人日本建築士会連合会	東京都港区芝五丁目二十六番二十号	定期講習
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	特別講習
財団法人ベタリーピング	東京都千代田区二番町四番地五	特別講習
財団法人建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地五	特別講習

第二十一条第一項第六号中、法第二十条第三項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する者を「建築設備士」に改める。

第二十二條の三第一項第四号中、「法第二十条第三項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する者」を「建築設備士」に改める。

第四号の二書式中、「~~第四号の二書式~~」を「~~第四号の二書式~~」に改める。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第十三条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の十八を第四条の十九とし、第四条の十七の次に次の一条を加える。

(建築監視員)

第四条の十八 令第十四条第三号の規定により建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が同条第一号又は第二号に該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認めたものは、次に掲げる者とする。

一 建築監視員として必要な知識及び技能を修得させるための講習で国土交通大臣が指定するものを修了した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2 前項第一号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名 称	主たる事務所の所在地	
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	建築指導科(監視員)研修